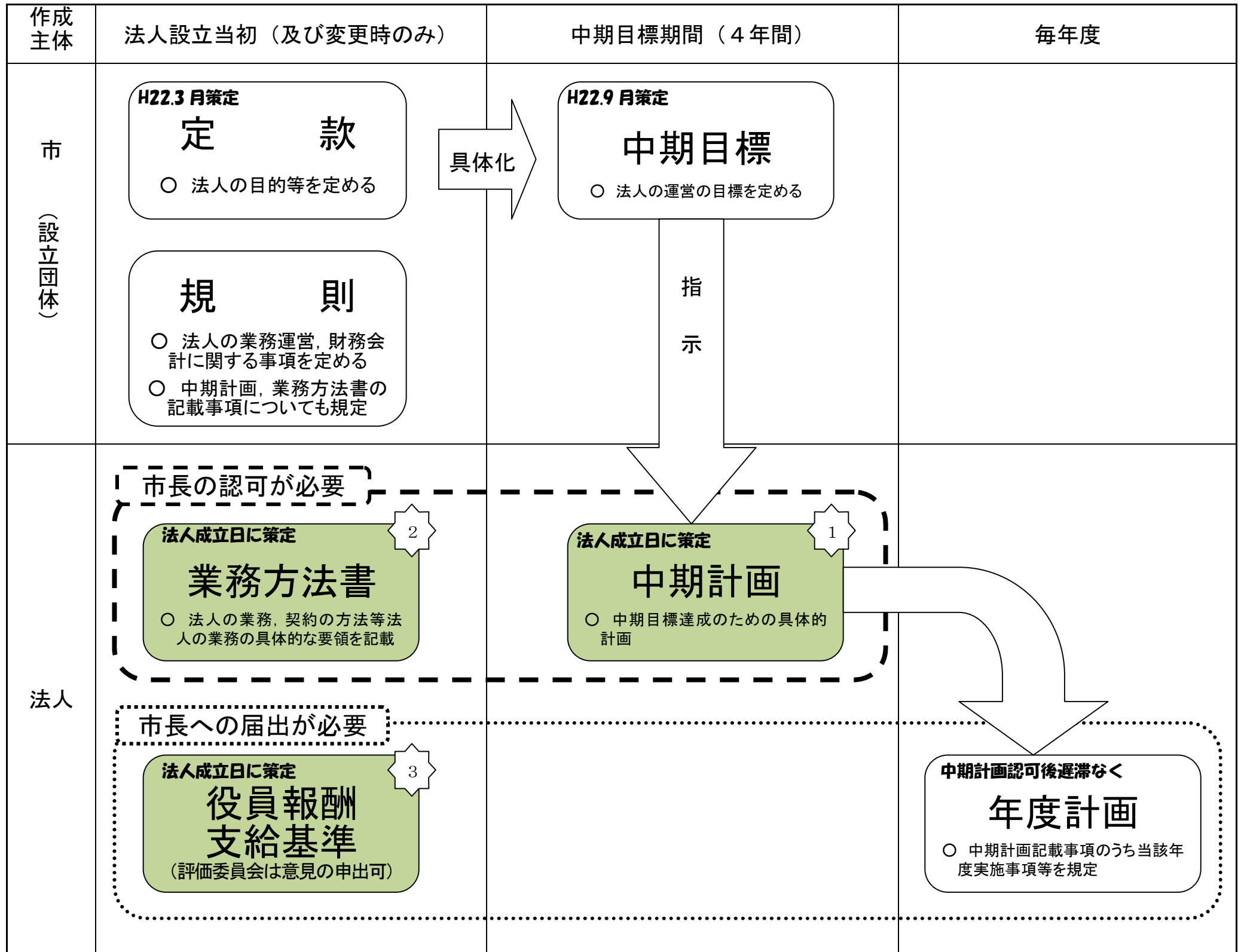


評価委員会の今後の審議について

1 評価委員会の業務及び審議予定時期

区 分	評価委員会の業務	審議時期
(1) 市長に対する意見	ア 市長が中期目標を定める際の意見	第1回 第2回 第3回
	イ 市長が法人から提出された中期計画（法人が作成し、市長の認可を受ける、中期目標を達成するための計画）を認可する際の意見	第4回(今回) 第5回(1月14日) 第6回(1月28日)
	ウ 市長が法人から提出された業務方法書（法人が作成し、市長の認可を受ける、法人の業務方法の要領を記載した書類）を認可する際の意見	第5回(1月14日)
	エ 法人の役員報酬等の支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについての意見	第6回(1月28日)
	オ 市長が法人から提出された財務諸表を承認する際の意見	平成24年度以後
(2) 業務実績評価	ア 各事業年度の業務実績評価	平成24年度以後
	イ 中期目標（市長が作成し、法人に指示する、法人の業務運営に関する目標）期間の業務実績評価	
	ウ 上記各評価結果の市長への通知、法人への勧告及び公表	



○ 1・2については評価委員会の意見聴取，3については評価委員会への通知が必要

地方独立行政法人法